

群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム外部評価委員会要項

平成 25. 12. 17 制定
改正 平成 31. 4. 1

(設置)

第 1 群馬大学に、重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラムの外部評価を行うため、群馬大学重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第 2 委員会は、重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム（以下「本プログラム」という。）の検証及び評価を行う。

(組織等)

第 3 委員会は、高等教育に関し高い識見を有する学外者の委員若干人をもって組織する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の委嘱は、外部評価を行う年度に本部長が行う。

(委員長)

第 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告及び公表)

第 7 委員長は、外部評価の結果を学長に報告するとともに、学内外に公表する。

(事務)

第 8 委員会の事務は、関係事務部の協力を得て、本プログラムを所掌する事務部において処理する。

(要項の改廃)

第 9 この要項の改廃は、本部会議の議を経て、本部長が行う。

(雑則)

第 10 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要項は、平成 25 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。